



# 平成30年度(平成31年4月)市職員採用試験(土木・建築)

平成31年4月採用の市職員採用試験(土木・建築)を実施します。

募集職種・受験資格等 下表のとおり

職種	採用予定人数	受験資格(それぞれ全ての要件を満たす方)
土木	3名程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成元年4月2日以降に生まれた方</li> <li>高等学校以上の専門課程を卒業した方又は卒業見込みの方</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>【社会人枠】</li> <li>昭和59年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方</li> <li>高等学校以上の専門課程を卒業し、土木業務の実務経験を直近8年以内に5年以上有する方</li> </ul>
建築	1名程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成元年4月2日以降に生まれた方</li> <li>高等学校以上の専門課程を卒業した方又は卒業見込みの方</li> <li>一級建築士の資格を有する方又は採用後一級建築士の受験資格取得後5年程度(高等学校卒業者は二級建築士取得を含め10年程度)で資格を取得している方</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>【社会人枠】</li> <li>昭和59年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方</li> <li>一級建築士の資格を有し、建築業務の実務経験を直近8年以内に5年以上有する方</li> </ul>

※平成30年度に実施した栃木市職員採用試験を受験した方は、この試験を受験することはできません。

申込受付期間 11月20日(火)～12月7日(金)

郵送の場合は12月7日(金)必着

試験日程 第1次試験:12月16日(日)

試験会場:栃木市役所本庁舎(万町)

試験内容及び第2次試験については、採用試験案内をご覧ください。

試験案内 本庁1階総合案内、本庁職員課、各総合支所内地域づくり推進課、栃木地域内各公民館、市内各出張所・図書館・文化会館で試験案内を配布。市ホームページからダウンロード可

受験申込・問合せ 職員課 ☎(21)2351



## 子どものストレスをためないようにするには



子どもたちのストレスは、大人が感じている以上に多いということを知っていますか? 勉強に、運動に、集団行動に、時間厳守に……。[ルール]と「頑張らなければいけないこと」だらけの環境で頑張っているのが小中学生。学年が上がるにつれ、勉強や運動の成績が気になり「頑張っているのに成績が上がらない、スポーツが上達しない」というストレスも多くなります。そのほか生活全般でのストレスもあります。例えば「学童保育でいろいろな年の子どもと一緒にいる」「習い事ばかりさせられる」「練習してもレギュラーになれない」など。同級生との人間関係のストレスもあります。

「子どものストレスマネジメント」(合同出版)などの著者で、臨床心理士・精神保健衛生士の伊藤絵美さんは「家庭でのストレスも見過ごしてはならない」といいます。通学に勉強に運動、遊びにヘトヘトで家に帰ってきて、親に「あれして、これして」「早く食べなさい!」「さっさとお風呂に入って!」とせかされる。これが毎日では、家庭が「安心できる場所」ではなくなるとともに、ストレスとして溜まっていきます。また、食事の時間(リズム)が乱れたり、睡眠時間が十分にとれなかったりということもストレスになるそうです。子どもの主なストレス症状は「イライラが多く、不機嫌、やる気・集中力・落ち着きがなくなる」「親につっかかる等」といったような行動として表れてくるそうです。

子どもがストレスをためないように家庭でできることは「何でも話せる雰囲気」を日頃から作る「家族で旅行をする」「子どもの話をじっくりと聞く」「スキンシップをする」「両親が仲良くする」などです。また、「子どもの目線での解決法」と「親の目線での解決法」は異なります。解決法を提示する場合は、子どもの話を十分に聞き、提示をすることが大切です。「どうせ大人の意見しか言わないから」と親に相談しない、ということにならないよう、気を付けたいものです。

生涯学習課 ☎(21)2490



## 消費者を守るために生まれた「クーリング・オフ制度」

「クーリング・オフ」とは一定の期間内であれば、違約金を払うことなく無条件で契約を解除することができる制度です。対象となる契約は、訪問販売や電話勧誘販売などです。我が国にクーリング・オフ制度が導入されたのは1972年(昭和47年)。45年以上が経過し、消費者を守る手段としてすっかり定着しました。

### クーリング・オフのメリット

支払ってしまった代金が全額返金される/受け取った商品は事業者負担で返品できる/工事を伴う商品の場合、すでに工事が行われている場合も、事業者負担で原状回復可能

### クーリング・オフできない場合

- ・店頭での購入
- ・通信販売(返品規定の明記がなければ8日以内は解約可能ですが、返品の送料は消費者負担です。)

### 書面(ハガキ)を送るだけで契約は解除できます

ハガキなどの書面に「契約を解除する旨」を明記し既払い金の返金を求めることができます。解約の理由を伝える必要や、電話などで直接相手先に申し出る必要もありません。「特定記録郵便」や「簡易書留」など記録が残る方法で送付します。また、コピー(ハガキの場合は両面)をとっておきましょう。クレジット契約をした場合は、クレジット会社にも同様の形で契約解除を通知します。

\*クーリング・オフ期間が過ぎてしまっても勧誘方法などに問題があれば契約解除ができる場合もあります。泣き寝入りせず消費生活センターへご相談ください。消費生活センター(入舟庁舎内) ☎(23)8899 / FAX(23)8820

### クーリング・オフ通知ハガキの記載例

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日  
 商品名 〇〇〇〇〇  
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円  
 販売会社 〇〇〇〇 担当者 △△△  
 支払った代金〇〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日  
 契約者住所 〇〇県〇〇市  
 〇〇△-△-△  
 契約者氏名 〇〇〇〇

## 相談業務の案内

相談は無料で秘密は厳守します。気軽にどうぞ。市内の方であれば、どの窓口でも相談できます。

相談	日時	場所/問合せ先
○弁護士相談(事前に要予約) (弁護士が法的な見解等を助言)	12月14日(金)、28日(金) 1月11日(金)、25日(金) 10時~12時	本庁舎2階 市民相談室/ 市民生活課☎(21)2122
	1月17日(木) 10時~12時	大平隣保館2階相談室/☎(43)6611 ☎0120-46-7830
	12月17日(月) 10時~12時	藤岡公民館1階 研修室/ 藤岡市民生活課☎(62)0905
	12月25日(火) 10時~12時	都賀総合支所 別館2階 会議室/ 都賀市民生活課☎(29)1124
	1月22日(火) 10時~12時	西方総合支所1階 会議室/ 西方市民生活課☎(92)0308
	12月20日(木) 10時~12時	岩舟総合支所1階 相談室/ 岩舟市民生活課☎(55)7763
○法律相談(事前に要予約) ※栃木市社会福祉協議会主催	12月4日(火)、18日(火) 9時~12時	大平地域福祉センター ふるさとふれあい館/ 社会福祉協議会大平支所☎(43)0294
○宅地建物相談(事前に要予約) (土地・建物の売買や賃貸借、所有と管理)	12月21日(金) 10時~12時	本庁舎2階 市民相談室/ 市民生活課☎(21)2122
○市民相談 (日常生活の問題など)	月~金曜日 9時~17時	本庁舎2階 市民相談室/ 市民生活課☎(21)2122
○消費生活相談(商品やサービスなど消費生活全般)	月~金曜日 9時~16時	入舟庁舎/消費生活センター ☎(23)8899 FAX(23)8820
○合同相談 (行政相談・人権相談) ※移動県民相談も同時開設	12月11日(火)、25日(火) 10時~12時	本庁舎2階 市民相談室/ 市民生活課☎(21)2122
	1月17日(木) 10時~12時	大平総合支所1階 相談室/ 大平市民生活課☎(43)9211
	12月12日(水) 10時~12時	藤岡公民館1階 研修室/ 藤岡市民生活課☎(62)0905
	12月25日(火) 10時~12時	都賀総合支所 別館2階 大会議室/ 都賀市民生活課☎(29)1124
	1月22日(火) 13時30分~15時30分 12月20日(木) 13時30分~15時30分	西方総合支所1階 会議室/ 西方市民生活課☎(92)0308 岩舟総合支所1階 相談室/ 岩舟市民生活課☎(55)7763
○人権相談	月~金曜日 8時30分~17時15分	大平隣保館☎(43)6611 ☎0120-46-7830 厚生センター☎(24)2444 人権・男女共同参画課☎(21)2161
○配偶者等からの暴力(DV)相談	月~金曜日 9時~16時	配偶者暴力相談支援センター ☎(21)2218
○いじめ相談電話	月~金曜日9時~17時 ※土日祝日・時間外は留守電・FAX	本庁舎/青少年育成センター ☎(24)0667 FAX(21)2690
○青少年相談 (非行問題・不登校など)	月~金曜日 9時~17時	本庁舎/青少年育成センター ☎(23)6566 FAX(21)2690
○家庭児童相談(0~17歳の子どもとその家族)	月~金曜日 9時~16時	本庁舎/家庭児童相談室(子育て支援課内) ☎(21)2227
○児童虐待相談	月~金曜日 8時30分~17時15分	本庁舎/子育て支援課☎(21)2226 ※左記以外の時間は☎189 (児童相談所全国共通ダイヤル)
○障がい児者相談(福祉サービスの利用・障がいを理由とする差別・合理的配慮及び虐待防止)	月~金曜日 8時30分~17時15分	本庁舎/障がい児者相談支援センター(障がい福祉課内) ☎(21)2235、 (21)2236、(21)2208 FAX(21)2682
○就労支援相談(事前に要予約) (40歳未満の就労相談)	第1・3月曜日13時~21時 第1・3土曜日17時~21時	※祝日除く 栃木勤労青少年ホーム☎(22)3113 大平勤労青少年ホーム☎(43)5191
	第2・4月曜日13時~21時 第1・3土曜日13時~16時	
	月~金曜日 8時30分~17時15分	
○高齢者相談 (介護や福祉、生活全般、虐待)	月~金曜日 8時30分~17時15分	本庁舎/栃木中央地域包括支援センター ☎(21)2245・2246
○もの忘れ相談 (認知症の専門員による相談)	12月14日(金) 10時~11時30分	本庁舎1階市民スペース/栃木中央地域包括支援センター☎(21)2171・2246